



# TARO'S LIFE PLAN 樋口太郎くんのライフプラン

太郎くんは、介護保険のしくみや費用などを、ファイナンシャルプランナー（FP）さんに相談することにしました。

## 第7回「太郎くん、介護について考える」の巻

太郎くん 「介護保険や介護施設・サービスなど介護という言葉をよく耳にします。」

FP 「そうですね。高齢化社会のなか、寝たきりや認知症の高齢者増加などで、介護の長期化など介護の必要性・重要性が高まっています。そのため、介護の必要性において、家族だけの問題と捉えることは限界と考えられ、介護保険制度が始まり、それに伴って介護施設が多くなっているというわけです。」

太郎くん 「なるほど、自分たちはまだ先のことでピンとこないのですが、両親の将来を考えると介護保険のしくみを知っておきたいので教えてください。」

FP 「介護保険とは、介護を事由として支給される保険のことで、「公的介護保険」と「民間介護保険」があります。まずは、「公的介護保険」についてお話ししましょう。介護保険料が給与から天引きされているかどうかをご存知ですか？」

太郎くん 「え？社会保険料って項目はありますが、...」

FP 「その社会保険料に含まれています。全員ではなく、40歳以上の人が被保険者となって保険料を負担します。そして、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。（介護保険料の納め方は、別表を参考）」

太郎くん 「ということは40歳になったら保険料が上がるということですね。どういう状態の人が介護保険を利用できるのですか？」

FP 「介護サービスの利用にあたって、どのくらいの介護が必要か、必要度に応じて要支援1・2と、要介護1～5の7つの段階に分けられています。まず被保険者が介護を要する状態であることを公的に認定（要介護認定）される必要があります。申請で介護サービスを受けることができ、要介護のレベル別に自ら介護サービスの選択をして、介護サービスの計画を立てて利用することができます。」

太郎くん 「どのようなサービスがあるのでしょ？サービス選択や計画って難しそうですね。」

FP 「サービスには、まず大きく2つに分けますと①自分の家に住みながら受けられる在宅サービス ②特別養護老人ホームなどの施設に入って受けられる施設サービスです。どのような介護サービスを組み合わせるかはよく分からないと思います。そこで、介護サービスのコーディネイトを手助けしてくれるのが介護支援専門員です。」

太郎くん 「介護支援専門員なんて初めて聞きます。どういう方ですか？」

FP 「介護支援専門員とは要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる役割で、通称ケアマネジャーと呼ばれています。」

太郎くん 「ケアマネジャーは聞いたことがありますね。介護保険制度を利用できれば、個人の負担額はかからないのでしょうか？」

FP 「介護保険で介護を受けたときは、要支援・要介護の段階別と、身体の状態（目安）に応じて、利用できるサービスの基準と月利用限度額（保険）が決まっています。介護費用の1割を負担しなければなりません。あとの9割を保険でまかなうというわけです。それに施設利用料は各施設によっても異なりますので、選択によってはかなり個人負担額が多くなるケースもあります。」

太郎くん 「そうですね、やはり負担はかかるというわけですか。介護保険の利用は、何歳でも大丈夫ですか？僕たちが交通事故などで障害を負って介護が必要になる可能性もありますよね？」

FP 「公的介護保険は、65歳以上の被保険者、つまり第1号被保険者（国民年金者）です。第1号被保険者が、要介護状態または要支援状態になったときに介護サービスを受けられることになっています。第2号被保険者（サラリーマン・公務員などの厚生年金や共済年金者）も介護サービスを受けることはできますが、それには、要介護状態または要支援状態であることはもちろん、その状態となった原因が特定疾病でなければなりません。」

介護保険はそもそも、高齢になり介護が必要になったときに使えるものですから、若い第2号被保険者が老化とは関係がない理由（例えば庭先で転んだなど）で介護が必要になっても、介護保険は使えません。」

太郎くん 「ということは、若い人が介護になると大変ですね。」

FP 「若い人の介護状態という頻度はかなり低いですね。それに会社で働いている間は障害の度合いに応じて、国からの補助もあります。なお心配であれば民間の介護保険に加入されるのも一つの選択ですね。」

太郎くん 「民間の介護保険とはどういうものですか？」

FP 「簡単にご説明しますね。生命保険会社で扱われる民間の介護保険に加入するメリットとして、

- ①公的介護保険の1割負担に備えたい
- ②公的介護保険の適応外の介護を受ける

このようなことが考えられます。

公的な介護保険の適応外な介護とは、住宅改修や介護用品購入などの初期費用や、毎月掛かる費用のことを指します。公的介護保険では、40歳未満の人は、対象外です。これに対し、民間の介護保険では対象となる年齢に制限はありません。

ただし、公的介護保険の方が優れている点は、要支援・要介護と判定された時に、申請を行った段階から保険が適応されます。これに対して、民間の介護保険の場合は、介護が必要と認定されてから90日や180日などのように、ある一定の期間が過ぎてからでないと保険の適用がされない会社が多いようです。

それぞれのメリット・デメリットがあります。民間の保険料は、毎月の固定費となってきますから、家庭の収支も、よく考えて保険を利用されることをおすすめします。」

太郎くん 「両親や、将来の自分たちにかかわることですからよく考えてみます。有難うございました。」

### ●介護保険料の納め方

国民健康保険に加入している方	国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援金分と同様に、世帯ごとに算出された介護分をあわせて世帯主の方にご負担いただきます。
職場の健康保険に加入している方	各健康保険に設定される介護保険料率と給与および賞与に応じて決められ、医療保険料とあわせて徴収されます。
65歳以上	65歳以上は世帯の所得に応じて設定された保険料をご負担いただきます。基本的には、年金から天引きです。または、納入通知書で納めます。

※会社員や公務員の妻であり、夫の扶養にはいない人は、本人が直接保険料を支払うことはありません。夫が自営業の場合は、介護保険料の支払いは、専業主婦であっても国民健康保険に上乗せして支払います。

有限会社 アビリティー FP 木全 裕子

## 次世代ものづくり基盤技術産業展 TECH Biz EXPOに出展します!

次世代ものづくり  
基盤技術産業展  
TECH Biz EXPO



10月19日(水)～22日(土)にポートメッセなごや(名古屋市国際展示場)で開催される「次世代ものづくり基盤技術産業展 TECH Biz EXPO」に樋口製作所が出展します。期間中は営業課メンバーが皆さんの来場を心よりお待ちしておりますので、是非出展ブースにお越し下さい。出展の様子は次号でご報告致します!

入場料は1,000円ですが、TECH Biz EXPOのHPから事前登録、又は総務でお配りしている招待券を持参頂くと無料で入場できます。招待券をご利用の方は総務までお問い合わせ下さい。